

## 可燃用指定袋の供給不足における措置期間の終了及び 指定袋の仕様変更について

現在、燃えるごみを市販の透明・半透明の袋で出せる臨時措置を実施しているところですが、この臨時措置の期間は、予定どおり3月31日（金）をもって終了いたします。

4月3日（月）からは、通常どおり指定袋のみの収集となります。

※可燃用指定袋は、3月中旬頃から取扱店にて販売を再開いたします。

また、4月から指定袋の仕様がつぎのとおり変更になります。

- ・ロール式から平袋式へ変更（外装袋から一枚ずつ取り出す方法）
- ・燃えるごみ用特大袋（45L）の廃止
- ・バイオマスプラスチックを使用した指定袋の導入

今回の変更による価格・枚数・色については変更ありません。

従来品の在庫がなくなり次第、順次、店頭に並ぶ予定ですが、従来品は4月以降も引き続き使用できます。